



# 山国川流域における流域治水の推進

## 山国川中上流域の特定都市河川指定について(令和8年3月24日指定)

### 1 気候変動等の影響による水害リスクの増大

近年、気候変動の影響により全国各地で水災害が激化・頻発化しており、今後もさらに、降雨量や洪水発生頻度が増加することが見込まれています。山国川流域でもこのような傾向がみられ、平成24年、平成29年、令和5年など、たびたび豪雨に見舞われています。

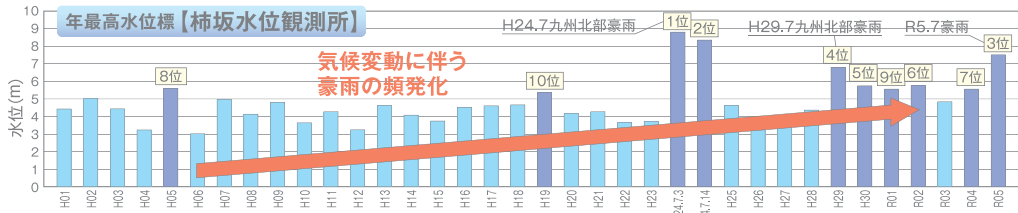
このため、ハード整備の一層の加速化に加え、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」への転換が全国で進められています。



平成24年7月洪水(山移川合流点)



令和5年7月10日洪水(耶馬溪橋)



### 2 流域治水、特定都市河川浸水被害対策法とは

「流域治水」とは気候変動の影響による水災害の激化・頻発化を踏まえ、河川整備等の加速化に加え、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策を行う考えです。また、「特定都市河川浸水被害対策法」とは、都市部を流れる河川及びその流域について、浸水被害防止のための対策を推進する法律です。令和3年の法改正により、指定の対象河川が拡大されました。

特定都市河川ポータルサイト



#### 1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

**雨水貯留機能の拡大** 集水域  
[国・市、企業、住民]  
雨水貯留浸透施設の整備、ため池等の治水利用

#### 2 被害対象を減少させるための対策

**リスクの低いエリアへ誘導住まいの工夫** 氾濫域  
[国・市、企業、住民] 土地利用規制、誘導、移転促進、不動産取引時の水害リスク情報提供、金融による誘導の検討

**浸水範囲を減らす**  
[国・県・市] 二線堤の整備、自然堤防の保全

**避難体制を強化する**  
[国・県・市]  
長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握

**経済被害の最小化**  
[企業、住民]  
工場や建築物の浸水対策、BCPの策定

**住まいの工夫**  
[企業、住民]  
不動産取引時の水害リスク情報提供、金融商品を通じた浸水対策の促進

**被災自治体の支援体制充実**  
[国・企業]  
官民連携によるTEC-FORCEの体制強化

**氾濫水を早く排除する**  
[国・県・市等]  
排水門等の整備、排水強化



#### 3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

**土地のリスク情報の充実** 氾濫域  
[国・県]  
水害リスク情報の空白地帯解消、多段階水害リスク情報発信

**避難体制を強化する**  
[国・県・市]  
長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握

**経済被害の最小化**  
[企業、住民]  
工場や建築物の浸水対策、BCPの策定

**住まいの工夫**  
[企業、住民]  
不動産取引時の水害リスク情報提供、金融商品を通じた浸水対策の促進

**被災自治体の支援体制充実**  
[国・企業]  
官民連携によるTEC-FORCEの体制強化

**氾濫水を早く排除する**  
[国・県・市等]  
排水門等の整備、排水強化

**被災自治体の支援体制充実**  
[国・企業]  
官民連携によるTEC-FORCEの体制強化

**氾濫水を早く排除する**  
[国・県・市等]  
排水門等の整備、排水強化

**被災自治体の支援体制充実**  
[国・企業]  
官民連携によるTEC-FORCEの体制強化

**氾濫水を早く排除する**  
[国・県・市等]  
排水門等の整備、排水強化

### 3 山国川中上流域の特定都市河川指定について

流域治水を推進し水害に強いまちづくりに取り組むため、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、山国川中上流域を「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」に指定しました。指定により、さらに「流域治水」を強力に推進し、水害に強いまちを目指します。(令和8年3月24日指定)

#### 山国川特定都市河川流域図



「特定都市河川指定河川」 山国川水系山国川等 計10河川  
特定都市河川指定流域面積 約437km<sup>2</sup> 流域には、中津市の一部、日田市の一部、宇佐市の一部、玖珠町の一部を含む。

### 4 特定都市河川に指定されると

#### 特定都市河川に指定されると

雨水浸透阻害行為の許可(第30条) 保全調整池の指定等(第44条~第52条)  
貯留機能保全区域の指定等(第53条~第55条)

1,000m<sup>2</sup>以上の雨水浸透阻害行為(土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)に対し、対策工事(雨水貯留浸透施設の設置)が義務付けられます。

また、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有し、浸水被害の防止や拡大を抑制する効用がある施設・土地に対して、将来にわたってその効用を保全します。

#### 計画に基づくハード対策を加速化します

特定都市河川・特定都市下水道の整備

堤防整備や河道掘削などのハード対策を加速化するとともに、雨水貯留浸透施設の整備や土地利用規制などについて、予算、税制措置等を活用して、より実効性のある対策を進めます。  
※流域水害対策計画への位置付けが必要です。

#### 雨水流出のさらなる抑制をします

雨水貯留浸透施設整備計画の認定(第11条)  
雨水貯留浸透施設の整備に関する費用の補助(第16条、第79条)

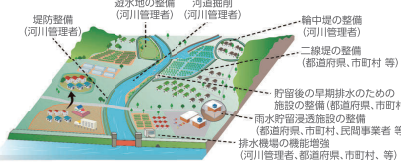
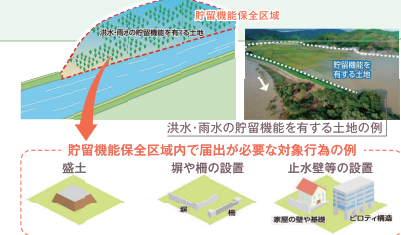
地方公共団体や民間事業者等による雨水浸透や貯留に係る取組みを一層促進するため、法定補助制度や認定制度により支援します。

#### 水害リスクを減らすまちづくり・住まいの工夫

浸水被害防止区域の指定等(第56条~第76条)

浸水が発生した場合に生命や身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域について、都道府県知事が「浸水被害防止区域」として指定し、「居住を避ける」「居住する場合にも命を守る」「移転を促す」取組を重層的に推進します。

#### 貯留機能保全区域のイメージ



#### 浸水被害防止区域のイメージ



## 5 特定都市河川の指定により必要となる手続き

**許可が必要!!**

特定都市河川が指定されると  
流域内で雨水浸透阻害行為を行う際は  
**雨水の流出抑制**のため  
**許可が必要**な場合があります。

▶ 特定都市河川流域内【山国川中上流域：耶馬溪橋（オランダ橋）より上流】の**宅地等以外の土地**において、**1,000m<sup>2</sup>以上の雨水浸透阻害行為**（宅地等\* にするために行う土地の形質の変更や土地の舗装、そのほか土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）を行う際は、大分県知事の許可が必要になります。

▶ 許可にあたっては技術的基準に基づいた**雨水の流出抑制対策**が必要になります。

▶ 許可を受けずに雨水の流出量を増加させるおそれのある行為を行った場合は、**罰則**があります。

※「宅地等」とは、土地の利用形態が宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場である土地のことです。宅地等以外の土地は、利用形態が林地、耕地、原野、山地などの土地が該当します。

以下のような、雨水浸透阻害行為  
(1,000m<sup>2</sup>以上の場合)を行う際には…

**耕地** など締め固められていない土地に → **建物を建てる**



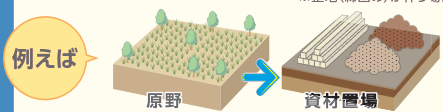
**耕地** など締め固められていない土地に → **駐車場を建てる**



**林地** など締め固められていない土地に → **太陽光発電を作る**



**原野** など締め固められていない土地に → **資材置場を作る**  
※整地（締固め）が伴う場合

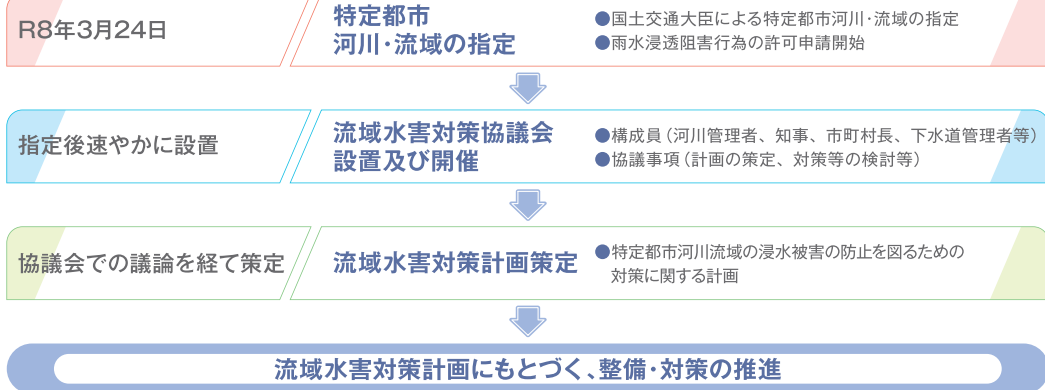
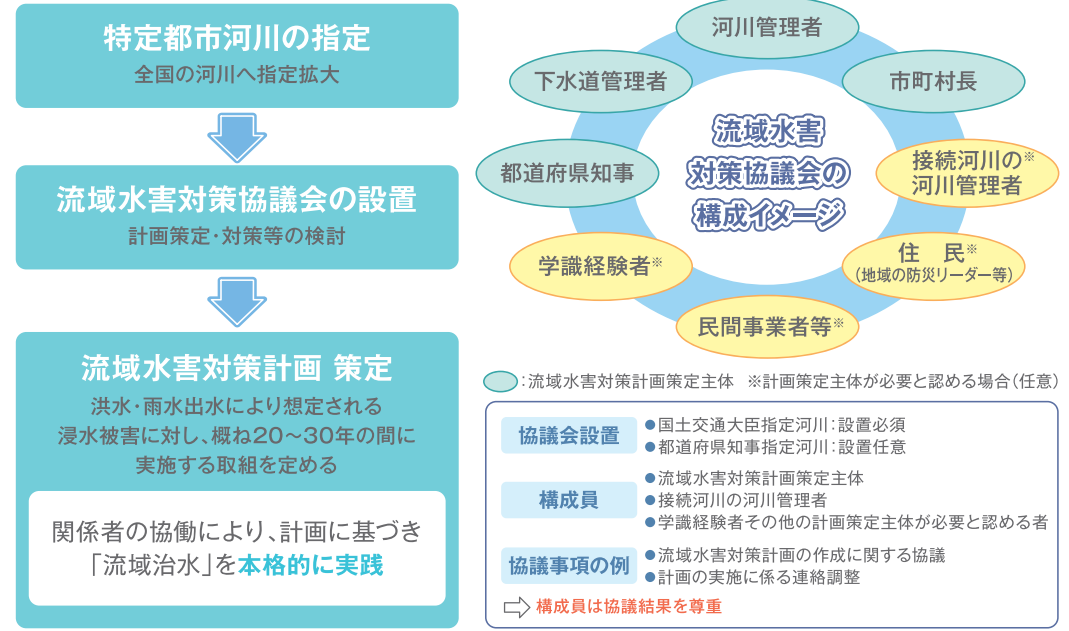


**雨水を貯留または浸透させるための対策が必要です。**



## 6 今後のスケジュール

特定都市河川の指定を受けて、流域水害対策協議会を設置し、流域水害対策計画を策定します。



お問い合わせ先

- 国土交通省九州地方整備局 山国川河川事務所 流域治水課 / TEL 0979-24-0571
- 大分県 土木建築部 河川課 / TEL 097-506-4601
- 中津市 上下水道部 排水対策課 / TEL 0979-62-9054
- 日田市 土木建築部 都市整備課 / TEL 0973-22-8325
- 宇佐市 建設水道部 土木課 / TEL 0978-27-8178
- 玖珠町 基地・防災対策課 / TEL 0973-72-1891

申請先／大分県 土木建築部 河川課 TEL 097-506-4601